平成２２年（フ）第３０４号
愛知県豊橋市曙町字南松原71番地１　Ａ―101
債務者　矢澤奈保子
１　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第３２０８号
横浜市金沢区並木１丁目２番２―404号
債務者　岡村　幸江（旧姓奥山）
１　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３２４７号
横浜市戸塚区戸塚町2360番地１　日神パレステージ戸塚台304号
債務者　兼平　洋子
１　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３２５４号
神奈川県大和市福田1587番地62
債務者　星　　弘幸
１　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３２７２号
横浜市青葉区新石川４丁目３番地４　ハイツタカミ106
債務者　大野　茂雄
１　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３２８２号
横浜市港南区野庭町678番地　野庭団地１棟193号
債務者　寺田　邦子
１　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１９４号
神奈川県鎌倉市西御門１丁目16番10号　ヴィラ西御門102
債務者　五十嵐富士子
１　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始中更正

平成２２年（フ）第３１１４号
愛知県春日井市大手町１丁目89番地
破産者　有限会社桜設備
代表者代表取締役　櫻井　規雄
１　主文　当裁判所が平成22年11月２日にした破産手続開始決定中、破産者の住所につき「愛知県春日市大手町１丁目89番地」とあるのを「愛知県春日井市大手町１丁目89番地」と更正する。
２　決定年月日　平成22年11月15日
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第９７１号
千葉県船橋市大穴南１丁目27番11号
破産者　工藤エリザベスアンこと　ＫＵＤＯ　ＥＬＩＺＡＢＥＴＨ　ＡＮＮ
１　決定年月日　平成22年11月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第８５号
三重県名張市鴻之台二番町130番地
破産者　有限会社ズーム
１　決定年月日　平成22年11月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第６１２３号
最後の住所大阪府枚方市東中振２丁目９番１―703号、開始決定時の住所大阪府枚方市北中振１丁目７番６号
破産者　被相続人亡日江井康男相続財産
１　決定年月日　平成22年11月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５０６６号
大阪市西区北堀江２丁目５番10号
破産者　有限会社エーストータルプランニング
１　決定年月日　平成22年11月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５３８６号
大阪府吹田市元町19番８号
破産者　株式会社ＥＺホームズ
１　決定年月日　平成22年11月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６０１０号
大阪市中央区瓦町４丁目６番８号
破産者　オリエンタル実業株式会社
１　決定年月日　平成22年11月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６０６８号
大阪府東大阪市荒川１丁目14番26号
破産者　株式会社ロアール
１　決定年月日　平成22年11月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６３７８号
大阪市東住吉区山坂２丁目９番18号
破産者　森田電化株式会社
１　決定年月日　平成22年11月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６４２３号
大阪府東大阪市東石切町６丁目７番24号
破産者　株式会社レバレッジ
１　決定年月日　平成22年11月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６５１６号
大阪府東大阪市横沼町３丁目３番12号
破産者　有限会社ラブラブ
１　決定年月日　平成22年11月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６５３６号
大阪市中央区大手前１丁目７番31号
破産者　株式会社ユニバーサルトラスト
１　決定年月日　平成22年11月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部